

「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト

【平成24年4月改訂】

平成 年 月 日

(企業名) _____ 殿

_____ 信用保証協会 殿

_____ 税理士会所属 登録番号 _____ 号

_____ 公認会計士・監査法人登録番号 _____ 号

(注) 公認会計士で税理士登録されている場合、公認会計士登録番号もご記入ください。

税理士
公認会計士 _____ 印

事務所の名称
及び所在地 _____

連絡先電話番号 (_____) _____

私は、貴社の平成____年____月____日から平成____年____月____日までの会計期間における計算書類について、その作成に関与し、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会が公表した「中小企業の会計に関する指針」の全ての項目の適用に関し、次のとおり確認を行いました。

また、私は、貴協会が私の氏名・税理士登録番号又は税理士法人登録番号(税理士登録をしていない公認会計士の場合は公認会計士登録番号、監査法人の場合は監査法人登録番号)・事務所の名称及び所在地・連絡先電話番号を、保証料率割引の適切な運用のため、必要な範囲で利用することに同意します。

なお、本リストの内容に、故意・過失を問わず事実と異なる記載があった場合、私の氏名・税理士登録番号又は税理士法人登録番号(税理士登録をしていない公認会計士の場合は公認会計士登録番号、監査法人の場合は監査法人登録番号)・事務所の名称及び所在地・連絡先電話番号を、「中小企業の会計に関する指針」に基づく保証料率割引の適切な運用のため、日本税理士会連合会及びその会員税理士会又は日本公認会計士協会、中小企業庁及び社団法人全国信用保証協会連合会並びに貴協会以外の信用保証協会に提供されても異議ありません。

(注) 故意・過失を問わず事実と異なる記載が認められると信用保証協会が判断する場合は、保証料率の割引を行わないこととします。

No.	勘定科目	指針の内容の確認事項	残高等	
			チェック	
1	金銭債権 (貸倒損失・ 貸倒引当金)	・法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除したか。	無	有 YES NO
2		・取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上したか。	無	有 YES NO
3	有価証券	・売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としたか。	無	有 YES NO
4		・時価が取得原価より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上したか。	無	有 YES NO
5		・その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理したか。	無	有 YES NO
6	棚卸資産	・棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額としたか。	無	有 YES NO
7	経過勘定	・前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理したか。	無	有 YES NO
8	固定資産	・減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行ったか。	無	有 YES NO
9		・予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしたか。	無	有 YES NO
10	引当金	・将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上したか。	無	有 YES NO
11	退職給付債務・ 退職給付引当金	・確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合は、退職給付引当金を計上したか。	無	有 YES NO
12		・中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理したか。	無	有 YES NO
13	収益・費用 の計上	・収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上したか。		YES NO
14		・原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識したか。		YES NO
上記以外の「中小企業の会計に関する指針」の項目について適用状況を確認し、「中小企業の会計に関する指針」に拠って表示(注記を含む)を行ったか。				YES NO
(当期において会計方針の変更があった場合には、その内容及び影響額)				

(注) 「残高等欄」には、該当する勘定科目の残高がない場合又は「確認事項」に該当する事実がない場合は「無」を○で囲み、これらがある場合は、「確認事項」のとおり「中小企業の会計に関する指針」に従って処理しているときは、「チェック」欄の「YES」を、同指針に従った処理をしていないときは同欄の「NO」を○で囲む。